

令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税の減免制度に関するQ & A

熊谷市市民部保険年金課

1. 申請方法と申請の時期

Q1 申請受付開始はいつからですか

納税通知書がお手元に届いてから申請をお願いします。
なお、令和3年度国民健康保険税納税通知書は、7月12日に発送する予定です。

Q2 郵送で申請はできますか

申請は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、原則、郵送での受付をお願いしています。
申請書は、熊谷市ホームページよりダウンロードが可能です。ダウンロードが難しい方、郵送を希望される方は、保険年金課国保税係までご連絡ください。市役所保険年金課(1階4番窓口)でも配布しております。オンラインでの申請はできません。平日昼間に連絡が可能な連絡先を必ずご記入ください。

Q3 令和2年中の収入・所得の確定申告をしていなくても減免申請はできますか

減免の審査には、令和2年中の収入や所得が必要となりますので、所得申告(確定申告、住民税申告など)が済んでいない場合は審査を行うことができません。所得申告後に減免の申請をお願いします。また、同一世帯内に16歳以上の未申告者がいる場合も、所得申告が必要です。所得申告後に減免の申請をご提出ください。

Q4 減免申請に期限はありますか

減免の申請は、令和4年3月31日(木)保険年金課国保税係必着でお願いします。

Q5 申請から減免の決定まで期間は、どのくらいですか

申請の状況にもよりますが、減免基準に該当すると認められた場合は、申請月の翌月に審査し減免決定通知書及び減免後の納税通知書等をお送りする予定です。なお、必要書類等に不足があった場合や確認作業が必要な場合は、審査にお時間をいただくこともありますのであらかじめご了承ください。
審査結果が通知されるまでの期間を含め、保険税が未納となっている期別については、法令に基づき督促状を送付します。このため、減免申請の有無に関わらず、保険税の納付が困難になった場合は、納期限前に熊谷市納税課にご相談ください。

2. 減免判定の要件

Q6 世帯主が、新型コロナウイルス感染症により死亡したことは、どのように確認するのですか

医師の死亡診断書等により確認いたします。診断書等で、新型コロナウイルス感染症によるものと確認ができない場合は、対象とはなりませんのでご注意ください。

Q7 世帯主が、新型コロナウイルス感染症により「重篤な傷病を負った状態」とはどのような場合ですか

新型コロナウイルスに感染し、1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合が該当します。申請時に、医師の診断書等により確認いたします。診断書等で、新型コロナウイルス感染症によるものと確認ができない場合は、対象とはなりませんのでご注意ください。

Q8 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれるとは、どのような場合ですか

新型コロナウイルス感染症による感染やまん延防止の措置などにより、収入が影響を受けた場合で、感染症の影響ではないことが明らかな場合（例えば、懲戒解雇や令和3年中の転職のための離職が原因である場合等）を除いて、10分の3以上収入が減少する見込みの方が対象となります。

Q9 判定要件の「収入が前年（令和2年中）に比べて10分の3以上減少する見込み」の減少が見込まれる額は、どのように算出するのですか

令和3年中（令和3年1月から12月まで）の収入見込額を算出してください。令和3年1月からの収入額と今後12月までの収入見込額を算出し、「収入・所得集計表」の作成をお願いします。令和3年中の収入額は、熊谷市が合理的だと判断できるものである必要があります。また帳簿等の写しの添付をお願いします。

Q10 持続化給付金等を受給しましたが、これらの取り扱いはどうなりますか

国や都道府県から支給される各種給付金については、減少した収入を算定する上での事業収入等の計算に含めません。また、減免額の計算上の各種所得では、税法上の取り扱いに準じます。

Q11 事業収入は、前年（令和2年中）と比べ10分の3以上減少見込みですが、令和2年中は事業収入から必要経費を除くと事業所得が0（ゼロ）となった場合、減免の対象になりますか

減少する見込みの収入にかかる前年の所得額が0（ゼロ）の場合は、減免額の計算において、前年の所得額を乗じた場合、減免額が0（ゼロ）となるため本減免の申請は対象となりません。

3. その他

Q12 現時点で、10分の3以上の収入の減少が見込まれますが、最終的に10分の3以上の収入減とならなかった場合は、減免決定の取消等がなされるのですか

収入の減少は、あくまでも見込額で判断いたします。結果として3割以上減少しなかった場合でも、不正などによって収入を過少に見込んで申告している場合を除き、減免決定の取り消しとはなりません。ただし、世帯員の異動や加入状況、所得金額の変更によって減免後に税額が更正される場合があります。

Q13 減免が認められた場合、それまでに納めた国保税はどうなりますか。

減免後の税額と差し引きを行い、既に納めた税額の方が多い場合は還付されます。その場合、減免の決定通知とは別に、後日、納税課から還付の通知が郵送されますのでお手続きをしてください。また、納税額の方が少ない場合は、次回納期となる部分より新たな納税通知書を郵送いたしますので変更後の税額で納付をお願いします。

【お問合せ先・申請書送付先】

熊谷市市民部保険年金課 国保税係

〒360 - 8601

熊谷市宮町二丁目 47 番地 1

電話 048-524-1111（内線 248・379）

